

大朝小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

3 本校におけるいじめ防止に向けての基本的な姿勢

- 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導を充実する。
- 児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

4 校内体制

- （１）校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭の他、校長が指名する者とする。
- （２）役割は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。
- （３）いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- （４）学校評価においては、年度毎の取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 いじめ問題への対策

- (1) いじめの未然防止
 - 学校いじめ防止基本方針の策定
 - いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
 - いじめに関する校内研修の計画、実施
 - いじめに関する授業の実施、児童会活動の支援
 - 学校評価による検証と基本方針の見直し
 - 安心安全な居場所づくりと心のかよい合う絆づくり

日々の授業を通して

- ① 大朝スタンダード
 - ・楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」「君」をつけて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをすること、人に迷惑を掛けないことなどを指導する。
 - ・学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守らせる。
- ② 楽しい授業・わかる授業づくり
 - ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
 - ・算数科では、個別指導の充実を図る。
 - ・グループ学習や協同的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ③ 校内研究
 - ・平成28年度から、「総合的な学習の時間」及び「生活科」の学習において、指導の工夫として次のことに取り組み、ふるさとへの愛着を高め、自ら学び続ける児童を育成する。

- 児童同士のつながりを深め、学び合いを引き起こす授業を工夫する。
- 地域の「自然・人・知恵」にかかわり合う場の設定を工夫する。
- 探究の過程を意識し、他教科との関連を通して学びを深める単元づくりを行う。

道徳の授業を通して

- ① 思いやりの心や児童一人一人がかけがえない存在であるといった命を大切にする心を育む。
- ② 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- ③ 道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- ④ いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ⑤ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

特別活動の取り組みを通して

① 全教育活動を通して

- ・望ましい人間関係を築く
よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。
- ・学級の支持的風土を育む（安心・安全な居場所づくり）
学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施する。

② 学級活動を通して

- ・学級会の充実
学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また違いや多様性を越えて、「合意形成」をする力を育てる。
- ・係活動の充実
児童の力で学級生活を豊かにするために、自分たちで話し合っ係の組織をつくり全員でいくつかの係に分かれて自主的に活動を行うことによって自己有用感や協力・信頼に基づく友情を大切にする意識を高める。

③ 児童会活動を通して

- ・委員会活動の充実
自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという課題意識をもって、指示待ちではなく自分たちで問題を見付けたり話し合ったりして解決できる力を育てる。
- ・たてわり班活動の充実
高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。

④ クラブ活動を通して

- 共通の興味・関心をもつ児童により、どの学年のメンバーも楽しめるように工夫することを通して、豊かな人間性、社会性を育てる。

⑤ 学校行事を通して

- ・自主性・協調性の育成

児童の発意・発想を効果的に取り入れることにより、児童の自主性を育む。行事ごとに成
就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。

- ・体験活動の充実

公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な、生きて働く知恵や技能を身に付ける。

- ・家庭や地域との連携

多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童の生き生きと学習したり
生活したりする活動の様子を見てもらう機会を作る。

⑥ 児童の実態把握を通して

ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、アセスの結果を活用したりして、児童の実
態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

7 保護者との連携について

○児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。

○「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより、授業公開日の
道徳の授業などで伝えていく。

○アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどを把握し、いじめの未
然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。

8 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

○いじめの事実を確認した場合は、北広島町教育委員会へ報告を行う。また、重大事態発生時
の対応については、法に則して、北広島町教育委員会へ報告し指導・助言を求め、学校だけ
では解決が困難な場合は、警察（スクールサポーター）や関係機関（教育相談所・児童相談
所等）などの協力を得て、学校として組織的に動く。

○地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということ
から PTA や学校評議委員会の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを進
める。

9 取組の検証と実施計画等の見直しについて

（１）いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その
結果に基づき、実施計画の修正を行う。

（２）いじめ防止対策委員会において、アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、
並びに不登校児童生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、一年間の取組を検
証し、次年度の年間計画を策定する。